

経済産業省

20250121経第1号

「地域未来牽引企業」選定実施要領（20200225地第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月29日

経済産業大臣 武藤 容治

「地域未来牽引企業」選定実施要領の一部改正

「地域未来牽引企業」選定実施要領（20200225地第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1. ～9. (略) <u>附 則（令和7年1月29日20250121経第1号）</u> <u>1. この要領は、令和7年1月29日から施行する。</u> <u>2. この要領中「8. 選定の有効期間」において規定する「令和6年度末まで」とする選定の有効期間については、選定の更新を行うまでの当分の間、延長する。</u>	1. ～9. (略) [新設]
備考 表中の[]は注記である。	